

大和市民活動拠点ベテルギウス内 市民活動ブース「部室」 利用・申込みに関するご案内 (随 時 募 集)

大和市民活動ブース「部室」に関する連絡先

大和市民活動センター（大和市民活動センター 大和市中鶴間1-1-1 市役所1階）

電話：046-260-5103

（月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時）

大和市民活動センター（大和市民活動センター 大和市民活動拠点ベテルギウス1階）

電話：046-260-2586

（月曜日から土曜日の午前9時から午後6時）

目 次

1. はじめに 1、2 ページ
2. 利用に関するルール 3～5 ページ
3. 机、椅子の貸出について 6 ページ
4. 簡易消火具について 6 ページ
5. 利用期間について 6 ページ
6. 部室料の支払いについて 7 ページ
7. その他 7 ページ
8. 部室配置図 8、9 ページ
9. 部室一覧 10～13 ページ

◆ 1. はじめに ◆

利用にあたり、提出いただく書類や確認していただきたい内容を本資料にまとめましたので、ご覧ください。

○提出書類について

「申込書」と「同意書」に必要事項を記入いただき、その他必要書類（会員名簿と会則等）とともに大和市民活動拠点ベテルギウス内大和市民活動センターへ提出してください。

- ・会員名簿：書式は任意ですが、住所の記載（※町名まで）が必要です。

なお、市外在住者で市内在勤または在学の場合は、会社名または学校名を記載してください。

- ・会則等：ない場合は、受付時にご相談ください。

○大和市民活動拠点ベテルギウスについて

・施設概要

名 称：大和市民活動拠点ベテルギウス

住 所：大和市深見西1-2-17

利用時間：午前9時～午後9時

休館日：毎月第3月曜日、
年末年始6日間
(12月29日～1月3日)

※上記時間内で部室を利用できます



・大和市民活動センターについて

名 称：大和市民活動センター

場 所：大和市民活動拠点ベテルギウス内1階

時 間：午前9時～午後6時（※会議室のみ午後9時まで利用可）

お休み：毎月第3月曜日、毎週日曜、年末年始6日間（12月29日～1月3日）

・その他施設に関すること

(市民交流スペースについて)

どなたでも自由に使うことができるスペースです。

飲食可能ですが、アルコール類の持込みはできません。ごみは持ち帰りです。

(会議室について)

有料会議室（予約制）が、1階と2階に各1室あります。大和市民活動センター登録団体や部室利用団体などの皆さまが利用いただけます。

予約方法等は、大和市民活動センターまでお問い合わせください。

※大和市民活動拠点ベテルギウスに利用者用駐車場はありません。公共交通機関、または近隣の民間有料駐車場を利用ください。

以下のルール（3～5ページ）を確認いただき、同意したうえで部室を利用ください。

◆2. 大和市民活動「部室」利用のルール◆

○利用条件

「部室」を利用できる団体は以下の条件を満たす必要があります。

- ・10人以上の構成員がいること。（部室の広さにより50人以上）
 - *10人以上50人未満はタイプA、Bのみ利用可能
 - *50人以上は全タイプ（A～E）利用可能
- ・構成員の半数以上が、市内に在住、在学、在勤するものであること。あるいは市内に所在地を有する非営利の法人であること。
- ・代表者が成人であること。
- ・営利、宗教、政治を主たる目的とする活動や選挙に関する活動を行う法人その他団体ではないこと。

○利用上の注意

以下をお守りください。守れない場合は、「部室」の利用をお断りする場合があります。

◆安全に利用いただくために

- ・大和市民活動拠点ベテルギウスの防災訓練に必ず参加すること。
- ・利用者が「部室」内に初期消火用の簡易消火具を備えること。
- ・「部室」内に貴重品を置かないこと。（盗難の責任は負いかねます。）
- ・市が貸与した「部室」のダイヤル錠のみ使用し、それ以外の鍵を設置・施錠しないこと。
- ・「部室」内で暖房器具（電気、灯油、ガス等）、電気ポット、電子レンジ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器等その他家電製品を使わないこと。
- ・危険物及び不衛生物品を持ち込まないこと。
- ・「部室」内及び大和市民活動拠点ベテルギウス内において飲酒や喫煙を行わないこと。
- ・動物（介助犬・盲導犬・聴導犬を除く）を連れて利用しないこと。

◆気持ちよく利用いただくために

- ・「部室」内を清潔に保つため、日常的な清掃（「部室」前面の通路含む）を行うこと。市が行う年末等の大掃除にも参加すること。
- ・ゴミは全て持ち帰ること（ビン・缶・ペットボトルを含む）。
- ・「部室」内の扉（ガラス部）や窓を覆う張り紙等をしないこと。
- ・「部室」内の壁、扉、柱、窓、その他設備に粘着テープや釘類を使わないこと。
- ・許可なく「部室」通路及び大和市民活動拠点ベテルギウス内に看板やポスターを掲示しないこと。
- ・大声、嬌声、怒声等を上げないこと。

◆皆さまの活動にあたって

- ・楽器等の音が出る活動を行わないこと。
- ・周囲に影響のある振動や臭いを発する活動を行わないこと。
- ・床や壁が汚れる活動を行わないこと。
- ・市の許可なく、寄附を募らないこと。
- ・受講者を募り、月謝等を取る教室や稽古場として「部室」を利用しないこと。
- ・市の許可なく「部室」及び大和市民活動拠点ベテルギウス内で物品の販売、広告、宣伝を行わないこと。
- ・市が貸出するテーブルやイスを、許可なく大和市民活動拠点ベテルギウスの外へ持ち出さないこと。
- ・大和市民活動拠点ベテルギウスの開館、閉館時間を守ること。

◆その他

- ・大和市民活動拠点ベテルギウスの駐車場はありません。（大和市民活動拠点ベテルギウス隣に民間有料駐車場があります。）
- ・団体の事務所として登記はできません。
- ・非常時等に安全確認を行うため、市や市民活動センターが「部室」内に入る場合があります。
- ・市が指定する期限内に3か月分ずつ「部室」料を支払うこと。（「部室」料支払い後に途中で利用を中止する場合は、翌月分以降の支払い済みの部室料は返金します。）
- ・毎年2月に、4月以降の利用についての意向確認を行います。引き続き2年目も利用する団体は、利用条件を確認するため、会員名簿（任意書式）を提出願います。その際、前年度に提出いただいた名簿を返却いたします。
- ・「部室」退去時には原状復帰し、貸与した「部室」のダイヤル錠を返却すること。
- ・郵便受けはありません。
- ・「部室」及び大和市民活動拠点ベテルギウスに喫煙所はありません。
- ・大和市民活動拠点ベテルギウスは、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、障がいのある方の利用にも配慮し、整備された施設であるため、現状のまま利用してください。
- ・大和市民活動拠点ベテルギウスに関する意見がある場合は、団体ごとに申し出ること。
- ・部室ごとに用意するダイヤル錠を紛失した場合、実費分を利用者が負担すること。

○利用の取り消し

以下に該当する恐れがある場合や事実が判明した団体は、「部室」の利用を取り消します。

- ・ 公の秩序や善良な風俗を乱す恐れがある活動を行う団体。
- ・ 団体の事務所として登記を行う団体。
- ・ 団体構成員の中に、他の来館者に迷惑を及ぼす恐れがある行為を常習的に行う者がいる団体。
- ・ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる活動を行う団体
- ・ 「部室」利用の権利譲渡もしくは転貸を行う団体。
- ・ 宗教上の教義を広めるために「部室」を利用する団体。
- ・ 政治上の主義を推進、支持することを主たる目的とした活動を行う団体。
- ・ 特定の公職の候補者や政党を推薦し、支持することを主たる目的とした団体。
- ・ 専ら営利を目的として「部室」を利用する団体。
- ・ 申請内容に虚偽がある団体。
- ・ 「部室」の大半を物品置き場とし、「部室」としての利用実態がない団体。
- ・ 「部室」及び大和市市民活動拠点ベテルギウスや設備等を故意に損傷する団体。
- ・ 利用団体の名称に関わらず、同一団体の重複登録が判明した団体。
- ・ 上記に掲げるもののほか、市が利用の取り消しが適当であると認める団体。

※このルールは部室の利用状況により、常に見直しを行うこととし、変更があった場合、その都度お知らせします。

◆3. 机、椅子の貸出について◆

- ・ 1部室につき、机1脚と折り畳み椅子2脚を貸出しますので、希望される場合は申込書内のチェック欄にご記入ください。
※貸出日はその都度調整となります。
- ・ 貸出は無料です。
- ・ 施設の外へ机や椅子を持ち出すことはできません。
- ・ 「部室」の退去時に返却してください。
- ・ 故意に貸出品を傷つける行為は禁止です。

○貸出時の注意

- ・ 机・椅子は、希望者が運搬してください。
※運搬について、事前に調整が必要ですので、貸出日と同様その都度調整となります。
- ・ 机・椅子は、旧生涯学習センター会議室で使用していたものです。状態をあらかじめ了承いただいたうえで使用ください。

◆4. 簡易消火具について◆

- ・ 施設に消火器は備えてありますが、万が一、部室内で発火が起きた場合の初期消火用として必ず用意いただくものです。
- ・ 大和市民活動センターで、実費と引き換えに簡易消火具をお渡しすることも可能ですので、希望される場合は申込書内のチェック欄にご記入ください。
- ・ 引き換えは、大和市民活動センターにてお渡しします。
※引き換え日はその都度調整となります。

◆5. 利用期間について◆

- ・ より多くの市民（団体）に利用いただくため、原則として、利用期間は利用開始日から平成32年3月31日までとしますが、次回の一斉抽選時に、再度、利用の申し込みをすることができます。
- ・ なお、利用者は退去時に原状復帰をお願いします。

◆ 6. 部室料の支払いについて ◆

- ・平成30年4～6月分と7月以降の支払日については下表を確認ください。
- ・部室料は大和市民活動センターに現金で支払ってください。お支払いの際は、お釣りのないようご協力をお願いします。
- ・各部室の料金は、10～13ページをご覧ください。

【平成30年度支払日一覧】

	支払い期間
4月～ 6月分 (3ヶ月分)	4月9日 (月) ～ 4月30日 (月)
7月～ 9月分 (3ヶ月分)	6月1日 (金) ～ 6月30日 (土)
10月～12月分 (3ヵ月分)	9月1日 (土) ～ 9月29日 (土)
1月～ 3月分 (3ヶ月分)	12月1日 (土) ～12月28日 (金)

◆ 7. その他 ◆

＜ダイヤル錠について＞

- ・部室ごとに4桁の暗証番号が設定されたダイヤル錠を用意します。
- ※ダイヤル錠を紛失した場合、部室利用者の実費負担となります。

＜郵便・宅配について＞

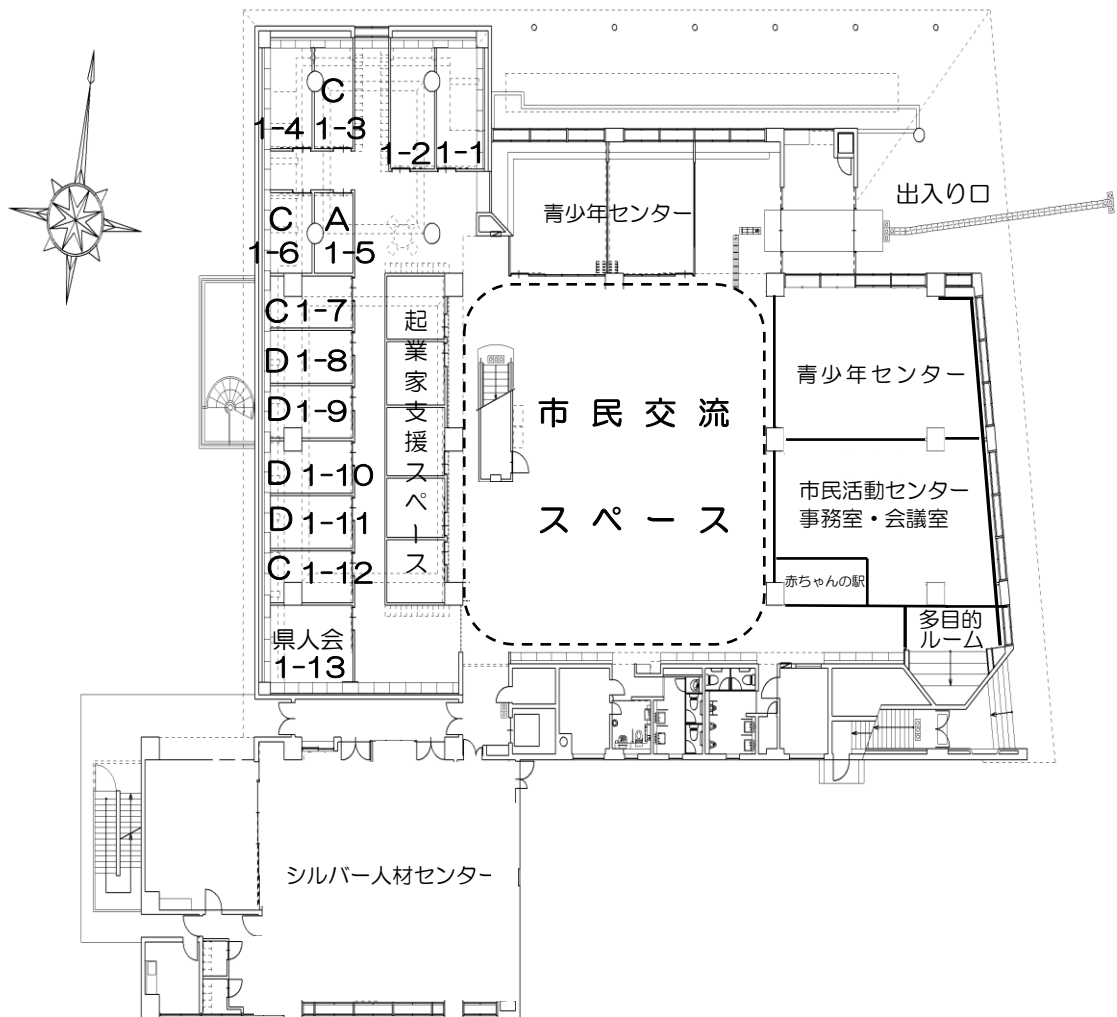
- ・大和市民活動拠点ベテルギウス（大和市民活動センターを含む）では、利用団体あての郵便や宅配の受け取りは行っておりません。

＜団体名の表示について＞

- ・申込書に記載いただいた団体名を「部室」の扉に貼付けします。（「特定非営利活動法人」は「NPO法人」と表記します。）

◆ 8. 「部室」配置図 ◆

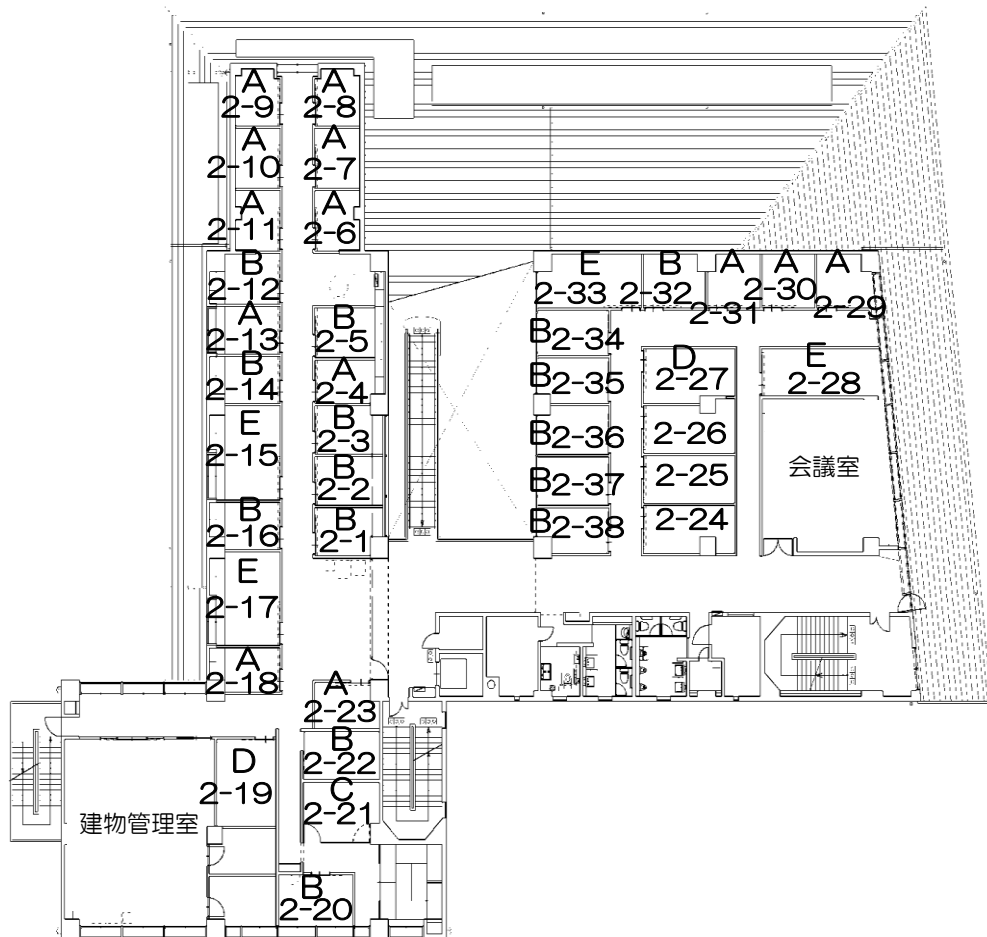
【1階】



A : 1室 C : 4室 D : 4室 その他 : 4室

※空き状況は、大和市民活動センター（046-260-2586）までお問い合わせください。

【2階】



A : 13室 B : 15室 C : 1室 D : 2室 E : 4室 その他 : 3室

※空き状況は、大和市民活動センター（046-260-2586）までお問い合わせください。

◆ 9. 部室一覧 ◆

【1階（1-1～1-13）】

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額 (円)	3か月分 (円)	1年分 (円)
1-1	その他	19.05	11.76	6,800	20,400	81,600
1-2	その他	16.03	9.90	5,700	17,100	68,400
1-3	C	12.15	7.50	4,400	13,200	52,800
1-4	その他	16.88	10.42	6,000	18,000	72,000
1-5	A	8.27	5.10	3,000	9,000	36,000
1-6	C	11.48	7.09	4,100	12,300	49,200
1-7	C	12.89	7.96	4,600	13,800	55,200
1-8	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-9	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-10	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-11	D	13.05	8.06	4,700	14,100	56,400
1-12	C	12.89	7.96	4,600	13,800	55,200
1-13	その他	21.98	13.57	7,800	23,400	93,600

【2階（2-1～2-38）】

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額（円）	3か月分 （円）	1年分 （円）
2-1	B	9.15	5.65	3,300	9,900	39,600
2-2	B	9.26	5.72	3,300	9,900	39,600
2-3	B	9.26	5.72	3,300	9,900	39,600
2-4	A	8.63	5.33	3,100	9,300	37,200
2-5	B	9.92	6.12	3,600	10,800	43,200
2-6	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-7	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-8	A	7.64	4.72	2,800	8,400	33,600
2-9	A	7.64	4.72	2,800	8,400	33,600
2-10	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-11	A	7.86	4.85	2,800	8,400	33,600
2-12	B	10.13	6.25	3,600	10,800	43,200
2-13	A	8.46	5.22	3,100	9,300	37,200
2-14	B	9.32	5.75	3,400	10,200	40,800

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額 (円)	3 か月分 (円)	1 年分 (円)
2-15	E	17.38	10.73	6,200	18,600	74,400
2-16	B	9.46	5.84	3,400	10,200	40,800
2-17	E	17.13	10.57	6,100	18,300	73,200
2-18	A	8.88	5.48	3,200	9,600	38,400
2-19	D	13.69	8.45	4,900	14,700	58,800
2-20	B	10.60	6.54	3,800	11,400	45,600
2-21	C	12.61	7.78	4,500	13,500	54,000
2-22	B	10.44	6.44	3,800	11,400	45,600
2-23	A	8.49	5.24	3,100	9,300	37,200
2-24	その他	12.10	7.47	4,300	12,900	51,600
2-25	その他	12.07	7.45	4,300	12,900	51,600
2-26	その他	12.59	7.77	4,500	13,500	54,000
2-27	D	13.19	8.14	4,700	14,100	56,400
2-28	E	15.95	9.84	5,700	17,100	68,400

部室 番号	タイプ	面積 (㎡)	畳数 (畳)	部室料 月額 (円)	3 か月分 (円)	1 年分 (円)
2-29	A	8.71	5.38	3,100	9,300	37,200
2-30	A	8.10	5.00	2,900	8,700	34,800
2-31	A	8.10	5.00	2,900	8,700	34,800
2-32	B	9.52	5.88	3,400	10,200	40,800
2-33	E	15.93	9.83	5,700	17,100	68,400
2-34	B	9.17	5.66	3,300	9,900	39,600
2-35	B	9.17	5.66	3,300	9,900	39,600
2-36	B	9.94	6.14	3,600	10,800	43,200
2-37	B	9.84	6.07	3,500	10,500	42,000
2-38	B	9.20	5.68	3,300	9,900	39,600

～ご不明な点等ありましたら、

大和市役所市民活動課（０４６－２６０－５１０３）または

大和市民活動センター（０４６－２６０－２５８６）

までご連絡ください～